

「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本構想（素案）」

についてのパブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 平成28年5月2日（月）～ 平成28年5月31日（火）

2 意見の件数 26件

3 意見提出者数 11人

4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	0人	1人	2人	0人	1人	7人	0人

5 内容別の意見件数

※	項目	件数
—	基本構想全般に関する意見	3件
第1章第1節	構想策定の目的に関する意見	1件
第2章第2節	ごみ排出量の将来予測に関する意見	2件
第3章第1節	施設整備の必要性に関する意見	1件
第3章第2節	施設整備の基本方針に関する意見	3件
第3章第4節	施設整備の基本条件に関する意見	2件
第3章第8節	概略整備工程に関する意見	3件
第3章第9節	概算事業費に関する意見	1件
—	パブリックコメント全般に関する意見	6件
—	その他の意見	4件
合計		26件

※「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本構想（素案）」の項目番号

■ = 一部修正を加えた項目

茅ヶ崎市環境部資源循環課資源循環担当
0467-82-1111（内線 1221）
e-mail:shigen@city.chigasaki.kanagawa.jp

(意見及び市の考え方)

■基本構想全般に関する意見（3件）

(意見1)

総論（市環境事業・施設整備基本構想）、各論（センター粗大ごみ処理施設整備基本構想（素案））ともっと区別し、各論を中心にもっと丁寧に説明する必要があるのでは。

(市の考え方)

第1章第4節基本構想の位置づけに示しているとおり、本基本構想の上位計画として2市1町で策定した「湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画」や廃棄物の処理全般にわたる「茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画」（総論）があり、この計画の中で本粗大ごみ処理施設の整備が位置付けられておりますので、この位置付け及び具体的な内容を本文内に明示します。

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
第1章 施設整備基本構想策定の目的と基本的事項の整理 第4節 構想の位置づけ 本基本構想は、廃棄物処理法の基本方針等の計画、神奈川県環境基本計画等神奈川県の計画並びに藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画を上位計画として施設整備に向けて必要となる各種事業を行う上での基礎資料となるものです。 <u>本基本構想においては、大型ごみ及び燃やせないごみの中間処理について、中長期的な視点から茅ヶ崎市及び寒川町での1市1町の連携について検討しております。</u>	第1章 施設整備基本構想策定の目的と基本的事項の整理 第4節 構想の位置づけ 本基本構想は、廃棄物処理法の基本方針等の計画、神奈川県環境基本計画等神奈川県の計画並びに藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画を上位計画として施設整備に向けて必要となる各種事業を行う上での基礎資料となるものです。

(意見2)

藤沢市、平塚市との連携は考えられたのですか？

(市の考え方)

広域での連携につきましては、平成10年3月に「神奈川県ごみ処理広域化計画」が策定され、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町の2市1町が「湘南東ブロック」として位置付けられたことから、「湘南東ブロックごみ処理広域化調整会議」を設置し、広域化について検討をしております。市では、粗大ごみ処理施設の整備に関しては、ごみの排出量

や収集運搬効率を考慮し、湘南東ブロック（藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町）で連携していくこととしております。また、ごみ処理施設の整備を検討した湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画において、地理的要因や施設の処理能力、既存施設の更新時期等を勘案して茅ヶ崎市と寒川町にて連携することが、安全性や経済性、環境負荷面などから最も有効であると考えています。

なお、平塚市においては湘南西ブロックにおいて、大磯町、二宮町と施設整備の広域連携を推進しております。

（意見3）

ごみ処理施設は、周辺住民にとって、様々な環境被害を及ぼす可能性がある。周辺住民への十分な配慮をする必要がある。

（市の考え方）

ごみ処理においては、周辺地域のみなさまに安心していただけるよう、日ごろより情報交換・情報公開の場を設けておりますが、粗大ごみ処理施設の整備にあたっては、環境面や安全面に十分配慮するとともに、事業の進捗状況に合わせ情報交換や説明会を逐一実施してまいります。

■ 構想策定の目的に関する意見（1件）

（意見4）

広域で実施している目的（理由）等々説明があってもと思う。

（市の考え方）

広域でのごみ処理の目的については、上位計画である湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画に定められており、本基本構想でも第1章第1節にて触れておりますが、よりわかりやすくするため、改めて広域化の目的を明記いたします。

◆ 修正部分の対照表

修正後	修正前
<p style="text-align: center;">第1章 施設整備基本構想策定の目的と基本的事項の整理</p> <p>第1節 構想策定の目的 （略）</p> <p>湘南東地域においても「神奈川県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画」の基本的な方向性として、発生抑制、排出抑制に努め、ごみ排出量の削減を図るとともに、ごみの分別方法を統一、リサイクルセンターを整備、資源回収に努めることで循環型社会形成を目指すこととしております。<u>また</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 施設整備基本構想策定の目的と基本的事項の整理</p> <p>第1節 構想策定の目的 （略）</p> <p>湘南東地域においても「神奈川県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画」の基本的な方向性として、発生抑制、排出抑制に努め、ごみ排出量の削減を図るとともに、ごみの分別方法を統一、リサイクルセンターを整備、資源回収に努めることで循環型社会形成を目指すこととしております。</p>

<p><u>、ごみ処理の広域化を図ることで、エネルギーの有効利用の促進やごみ処理経費の削減等を達成することを目的としています。</u> (略)</p>	<p>(略)</p>
---	------------

■ごみ排出量の将来予測に関する意見（2件）

(意見5)

粗大ゴミは、今有料化だと思いますが、その評価と今後どう考えているのか。そして排出量はどうなるのか。そして施設の処理対象量はどうなるのか。将来人口の予測結果だけでなく全ての政策を検討して結論を出す必要はないでしょうか。

(意見6)

茅ヶ崎市・寒川町のゴミ処理施設は、10年計画をたて、現在の処理場、近くをも利用して、30年先、50年先の市の人口をも、考へ基本構想を、つくられることを、提案します。必要であれば、私が、説明（50年前30年前を含めて）いたします。

(市の考え方)

大型ごみの有料化につきましては、他のごみと比べ特に収集運搬に費用を要するため、受益者負担の観点から、適切な手数料の負担をお願いしてきました。今後も手数料が適切であるか検証を行ってまいります。

一方で大型ごみの排出量につきましては、有料化よりも、むしろ人口の変化や家電リサイクル法に代表される各種リサイクル法の施行により大きく影響されます。しかしながら、現時点では新たなリサイクル法の施行が見込まれていないため、将来人口推計により排出量の予測を行いました。

なお、現時点での人口推計では、平成32年度をピークに茅ヶ崎市及び寒川町の合計人口が減少するため、平成32年度の人口を基準に施設の能力を決定しておりますが、今後推計が大きく変化する場合には、時点修正を行ってまいります。

■施設整備の必要性に関する意見（1件）

(意見7)

粗大ごみ処理施設の機械設備は、耐用年数を大きく経過し、長期稼働に伴う老朽化が進行しているとあるが、なぜ、いまが、新たな施設の整備が必要な時期なのかの説明がない。また、設備の老朽化による稼働は、周辺環境へどのような影響を与えているのか。

(市の考え方)

第3章第1節1) 長期稼働による施設（設備）の老朽化に示しているとおり、粗大ごみ処理施設は全国で稼働中の一般廃棄物の粗大ごみ処理施設（平成26年度現在635施設）の中でも20番目に古い施設であり、機械設備は耐用年数を大きく経過していま

す。これまで、維持管理については部分的な修繕で対応をしてきましたが、今後主要機器の故障による運転停止が懸念されるため、施設の全体の早急な更新が必要となりました。

一方で、茅ヶ崎市環境事業センター内のごみ処理施設については段階的に整備を行う必要があるため、粗大ごみ処理施設の整備については、現在進めている焼却炉の改修工事終了後に行う予定となっております。

こうしたことから、既存の粗大ごみ処理施設につきましては、設備の保守点検や修繕を計画的に行い、特に集じん設備や貯留設備など環境への汚染を防止するための設備は、老朽化による周辺環境への影響がないようにしております。今後もこれらのごみ処理施設が継続的に使用できるよう、適切な整備を行ってまいります。

■施設整備の基本方針に関する意見（3件）

（意見8）

大型ゴミでは、「大型・粗大ゴミ処理施設」を整備する事も必要だとは思いますがその前に廃棄物の「発生抑制」「再使用」「再利用」に努め循環型生活様式への転換と事業者には生産工程や流通過程において廃棄物を抑制し、それを再利用・再使用を行い廃棄物の削減に努める事が重要だと思います。そして行政は市民及び事業者はこの「循環型社会」作りに向けた取り組みを促進して行かなくてはならないと思います。又事業者に対しては「法定処置」も必要になって来ると思います。

「粗大ゴミ処理施設」の老朽化により「茅ヶ崎市環境事業センター粗大ゴミ処理施設」の整備を行わなくてはならない時には整備費用を十分に検討し、無駄のない様に計画し「施設整備に係る基本方針の7項目」を充分検討しこの項目を実施して「市民生活の向上」に役立てることが重要だと思います。

ゴミ問題は市民生活において非常に重要な問題のため「大型ゴミ」だけでなく「燃やせるゴミ」「燃やせないゴミ」や「不法投棄」等ゴミ問題全体として考え対応して行かないといけないと思います。

（市の考え）

市においても、行政や市民、事業者がそれぞれの役割に基づき循環型社会を形成することは重要と考え、市の具体的なごみ処理に関する計画を定めた茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画のなかでは、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を自覚し連携しながら、4R（発生抑制、再使用、再生利用、不要なものを断る）を推進することとしております。今後も不法投棄の継続的な対策や経済性検証のための廃棄物会計導入検討などを実施してまいります。

粗大ごみ処理施設の整備につきましても、茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画に基づく施策にしっかりと取り組み資源循環型社会の構築を見据えたうえで、「施設整備に係る基本方針の7項目」を実現するため処理施設の適切な処理能力や施設規模を充分検討し、効率的かつ効果的に実施してまいります。

(意見9)

大規模災害時への対応について、国の基本的な方向として「災害により生じた廃棄物についても、適正、円滑かつ迅速な処理を確保」とされ、廃棄物処理施設整備計画の災害対策では「市町村などにおいては、災害廃棄物を処理する具体的な計画を策定し、災害時の円滑な廃棄物処理体制の確保に努める。…」などと示されています。その上で、第3章施設整備基本構想・第2節基本方針として「あらゆる災害や危機に対応できる施設」と謳われていますが、施設整備の基本条件や主要設備の検討の中では、それに対応する数値目標や内容が見当たりません。

(意見10)

私たち消費生活者にとってのごみ出しコミュニティ構成や協調者との関連では、対応する条件やルールに適応する要綱が、減量・省資源に役立つことへの理解が大切であります。一方ではサービサイズ（モノの生産者責任）など制度改善を側面することもあり、この種の基本構想整備方針の策定にあっては、時期的に対応する課題やその進捗状況についても、普及へのご斟酌頂けるようお願いしています。

(市の考え方)

基本構想では、施設整備の基本条件や設備の検討を行うものとしており、具体的な数値目標や設備の性能に関しては、平成29年度に策定予定の粗大ごみ処理施設整備基本計画の中で検討してまいります。

また、平成28、29年度に今後の茅ヶ崎市の廃棄物行政の展望を示した、茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画の改訂を予定しておりますので、各計画間の調和を図りながら、今後整備方針の具体的な内容を検討してまいります。

■施設整備の基本条件に関する意見（2件）

(意見11)

津波・洪水に対しての浸水・洪水について心配している人もいますが、資料でも洪水・浸水ありとなっています。大丈夫でしょうか。

(市の考え方)

洪水による浸水深につきましては、茅ヶ崎市洪水ハザードマップによるもので、概ね150年に一度の洪水（相模川流域の48時間雨量239mm）を想定して算出しました。こちらについては、平成28年5月30日国土交通省において、想定最大規模（相模川流域の48時間雨量567mm、確率1,000年に一度以上）の洪水による浸水深につきましては、新たな浸水想定区域図等の公表がありました。この浸水想定区域図によると、当施設には3m未満の浸水が想定されていますので、本基本構想も時点修正を行うとともに、新施設の設計時には、同レベル以上の浸水に対してごみ処理への影響を最小限にできるようにし、万が一施設が停止した場合も早期の復旧ができるような施設及び維持管理体制の確立を目指します。（当該地は平成27年3月神奈川県地震被害想定調査によりますと津波による浸水域に含まれておりません。）

◆修正部分の対照表

修正後	修正前
<p>第3章 施設整備基本構想</p> <p>第4節 施設整備の基本条件 (略)</p> <p>(5) 津波・洪水浸水深</p> <p>①津波 浸水深 : なし</p> <p>②洪水 浸水深 : <u>3 m未満 (相模川流域において4 8時間雨量5 6 7 mm、確率1, 0 0 0年に一度以上)</u></p>	<p>第3章 施設整備基本構想</p> <p>第4節 施設整備の基本条件 (略)</p> <p>(5) 津波・洪水浸水深</p> <p>①津波 浸水深 : なし</p> <p>②洪水 浸水深 : <u>0. 5 m以上～1. 0 m未満 (小出川・千ノ川・駒寄川および内水)</u></p>

(意見12)

緑化をはじめとして、環境に配慮した施設に。できれば公園等と併設した施設に。

(市の考え方)

茅ヶ崎市みどりの基本計画に示していますとおり、市では日常生活に潤いを与えるみどりを創出するため、公共施設の緑化を推進しています。このため、粗大ごみ処理施設の整備においても、安全に運転するための作業スペースや動線を確保したうえで施設の緑化を図ってまいります。

なお、敷地に限りがある中で、市民のみなさまのごみの持込等必要スペースの確保を考慮しますと、現時点で公園の併設は困難であることが想定されます。

■概略整備工程に関する意見 (3件)

(意見13)

第8節概略整備工程の中で事業・整備手法の比較と紹介をされていますが、市民の安心や災害時対応の重要性を考慮すれば、可能な限り公共主導を目指すのが好ましく、経済論理が優先される民間事業者主導の運営、特にPFI方式は避けるべきです。公設公営でなくとも長期運営委託か、DBO方式を採用されるよう望みたい。

(意見14)

近年の郵便や電力界に見られるごとく、行政部門で築き上げられた”ごみ処理事業”は何れ生産者を含む各分野に涉って民間事業者による参入があり、それによる官民事業分担など運営形態も逐次形成に向かって進捗が予想されます。

(市の考え方)

PFI導入の可否については、どのような運営方式が有利かを主にコスト面から検討しますが、民間力の活用となった場合においても、業者選定にあたっては経済性のみならず、安全性・安定性の面も重視し、災害時にも迅速に復旧対応ができる体制を構築してまいります。

(意見15)

環境事業センター粗大ごみ処理施設整備事業ですけど、整備前に、土壌調査及び、地盤を調べてほしい。あと、なるべく、ダイオキシン排出を防止する施設にして欲しい。

(市の考え方)

整備工事前及び整備工事中には、法令に基づいた土壌調査を実施するとともに、周辺環境へ影響が出ないように十分な調査を行ったうえで、安全かつ安心な整備を実施します。

■概算事業費に関する意見（1件）

(意見16)

事業費は56.9億円/20年（供用年数）で、約2.8億円/年となっていますが、資源ゴミの売却金額はどの程度になるのか教えてください。

(市の考え方)

茅ヶ崎市環境事業センターに搬入された燃やせないごみ及び大型ごみ（寒川町においては不燃ごみ及び臨時ごみ）からは、有価物として鉄、アルミ及びその他資源物が回収できます。平成27年度の茅ヶ崎市環境事業センターでの売却実績は、9,745千円となっております。

今後、整備予定の粗大ごみ処理施設からも同種類の資源物が回収できる見込みであり、特に鉄及びアルミについては、新設備の導入により回収量の向上が期待できるものと考えております。

なお、資源物の売却金額は、回収できる資源物の量・純度によりますが、現時点では導入する設備の能力が未定のため、売却金額の予測は不明となっております。

■パブリックコメント全般に関する意見（6件）

(意見17)

当素案についての説明会は、実施しないのですか。市議会においても、説明会を実施する旨の回答があったと思います。

(意見18)

総論も各論も要点をまとめた概要の説明も必要ではないかと思う。市民の中では、そう発言している人もいます。

(意見19)

配布している資料が判りにくい。市民を対象にしているのならもっと簡潔にし、理解しやすい内容にして配布すべき。市ではこの内容の配布物で問題はないと判断しているのか？再検討、再配布を希望します。

(意見20)

当パブコメはじめ、全てのパブコメの概要を出す必要があると思う。

(市の考え方)

説明会の開催は行っておりませんが、市民のみなさまからのご意見をいただき、本基本構想に反映させるため、論点等が明確になった段階でパブリックコメントを実施しました。

パブリックコメント開始直後に、市民の方から本基本構想（素案）の要点をまとめた資料が必要ではないかのご指摘がありましたので、直ちに概要版を参考資料として添付しました。今後とも市民のみなさまにわかりやすい資料の作成に努めてまいります。

(意見21)

パブコメ実施中やパブコメ記事の趣旨がわからない市民もいます。PR（情報公開、啓発）の充実を望む。

(市の考え方)

パブリックコメントを実施する際には、広報紙や市ホームページ、庁舎内のエレベーターホールにおけるデジタルサイネージ表示など、様々な媒体でお知らせするとともに全ての案件において、広報掲示板に概要を掲示し、幅広い方から意見を募集できるよう広報・PR活動に努めております。

また、資料の冒頭に概要を掲載することや、概要版資料の作成、カラー版閲覧資料の設置等、それぞれの案件に合わせて、趣旨等を伝えるための工夫をしております。

今後も、市民のみなさまにとって、よりわかりやすい資料となるように努めてまいります。

(意見22)

パブコメを形式的だけに行っているならその存在意味がない。

(市の考え方)

パブリックコメントは、基本的な政策等の策定過程において、市民のみなさまから意見を求め、市の考え方を明らかにするとともに、意見を考慮し政策等の意思決定を行うためのものです。パブリックコメントにおいて市民のみなさまからご意見をいただくためには、市政情報を積極的にお知らせし、ご理解いただくことが重要であるため、今後も、自治基本条例や市民参加条例の趣旨に則り、多様なツールを活用しながら、情報発信や情報共有に努めてまいります。

また、いただきましたご意見につきましては、パブリックコメントの趣旨から多角的かつ総合的に検討を加え、できる限り条例や構想等に反映させてまいりますので、今後ともご協力をよろしくお願い致します。

■その他の意見（4件）